

群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた 小規模社会福祉施設等の 防火安全対策の推進について

総務省消防庁予防課 企画調整係長 村井広樹

平成21年3月19日深夜に群馬県渋川市の老人ホームにおいて、在館者17名中死者10名、負傷者1名が生じるという痛ましい火災が発生した。消防庁では、この火災を踏まえ同様の被害を防止するため防火安全対策を推進しており、その取り組みについて紹介する。

●渋川市老人ホーム火災の概要

(1)発生日時等

発生時刻:平成21年3月19日 22時45分ころ 覚知時刻:平成21年3月19日 22時55分 鎮圧時刻:平成21年3月20日 0時33分 鎮火時刻:平成21年3月20日 1時14分

(2)発牛場所等

住所:群馬県渋川市北橘町

建物名称:静養ホームたまゆら

用途:福祉施設等(改正前の令別表第1(6)

項口)

(3)建物概要

構造階数:木造、平家建て(本館、別館1、

別館2の3棟すべて)

延べ面積:本館/104.21㎡・別館1/192.0

m· 別館 2 / 99.9m

焼損程度:全焼(本館・別館1)、半焼(別

館2)、部分焼(隣接建物3棟)

消防用設備等:消火器・誘導灯(本館のみ)

(4)死傷者等

死者:10名(別館1/7名、別館2/3名)

負傷者: 1名 (別館 2 / 1名)

※火災時の在館者は17名であり、16名が入 所者、1名が施設職員であった。

(5)火災時の状況

本館の入所者の声で宿直者(施設職員)が 火災に気付き、本館の入所者を近隣協力者と ともに避難誘導し、本館の避難誘導完了後、 消防隊が到着し別館2の入所者を救助した。

(6)消防庁の対応

消防法第35条の3の2の規定に基づき消防 庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員 5名を現地派遣した。

(7)火災の特徴

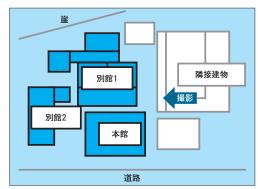
この火災における被害拡大の要因としては、 次のことが考えられる。

- ○施設全体で3棟の建物に対し夜間の職員は 1名しかおらず、建物が小規模で自動火災 報知設備が設置されていなかったため、火 災発生に気付くのが遅れ、早期の避難誘導 を行うことが極めて困難であった。また、 職員がいなかった建物では避難誘導等の対 応が行われなかった。
- ○建物が小規模な木造建築物であり、消防用設備等や構造上の規制がほとんどかかっていなかったこと、加えて耐火性能に乏しい建築材(ベニヤ板等)を用いて増築等を行



群馬県渋川市の老人ホーム火災

っていたことから、施設の防火性能が脆弱であり、火災の延焼拡大が極めて早かった。この火災の教訓として、極めて小規模の社会福祉施設等であっても、早期火災覚知対策や自力避難困難者の避難対策を講じておくことが重要であると考えられる。



(●未届の有料老人ホーム等に対する緊急調査の実施

この火災を踏まえ、消防庁では未届の有料 老人ホームを含む全国の入所社会福祉施設等 に対し、防火対策の徹底を求めるとともに、 緊急調査を行った(平成21年3月23日付け消 防予第121号)。

この調査においては、出火した老人ホームが老人福祉法上の有料老人ホームの届出を行っていなかったこと、行政の目が十分届いていない同種の施設等がほかにも一定数存在することが推定されることから、福祉部局、建築部局と連携して調査を行うこととした。

調査の結果、未届の有料老人ホームでは何らかの消防法令違反があるものが4月30日時点で85.7%、10月31日時点で68.7%と高い割合と

なっていた。また、国土交通省及び厚生労働省 の調査結果でも建築基準法上の防火規定違反、 福祉部局による入居者の処遇等指導対象の割合 は高い状況となっていた。これを踏まえ未届の 有料老人ホームについては、引き続きフォロー アップ調査を実施することとした。

高い違反率の背景としては、関係者の法令 適合の意識が弱いこと、規制対象となる認識 がなかったことなどが考えられる。

なお、社会福祉法上の位置付けがない施設 等(サービス提供がない、入所者が高齢者等 に限定されない施設等)についても保護部局 で調査等が行われているところであり、保護 部局との連携・協力も重要である。



消防庁のうごき

調査結果

	平成21年4月30日現在 平成21年10月31日現在		
調査全数※	446	402	
何らかの消防法令違反があるもの	382 (85.7%)	276 (68.7%)	

^{※4}月30日以降、新規設置・廃止された施設等は、調査対象としていない。

主な違反内容

	平成21年4月30日現在		平成21年10月31日現在			
	義務対象数	違反数	違反率	義務対象数	違反数	違反率
スプリンクラー設備	198	29	14.6%	186	21	11.3%
自動火災報知設備	394	44	11.2%	369	24	6.5%
消防訓練の実施	357	235	65.8%	333	129	38.7%

[※]違反については、未設置のほか設置基準不適合のものも含む。

●小規模社会福祉施設等における防火安全対策の推進

(1)改正消防法施行令への早期適合

平成18年の長崎県大村市認知症グループホーム火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)により、平成21年4月1日より社会福祉施設等のうち

主として自力避難困難者が入所するもの(消防法施行令別表第一(6)項ロ)については、面積に関係なく自動火災報知設備の設置が義務化されていることから、改正基準への早期適合に係る指導の強化を図っている。

参考 長崎県大村市認知症グループホーム火災への対応

死者7名、負傷者3名が発生した長崎県大村市認知症グループホーム「やすらぎの里さくら館」(平成18年1月8日)における火災を踏まえた自力避難困難者の入居する認知症グループホーム等における防火安全対策についての制度改正概要は次のとおり。

消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物

- ○消火器具の設置(150㎡→全て)
- ○自動火災報知設備の設置(300㎡→全て)
- ○消防機関へ通報する火災報知設備の設置(500㎡→全て)
- ○簡易なスプリンクラー設備(水道連結型スプリンクラー設備)の設置(1,000㎡→275㎡)
- ○防火管理者の選任(収容人員30人以上→10人以上)

公布日:平成19年6月13日 施行日:平成21年4月1日

経過措置:既存施設について、消火器は平成22年4月1日まで、スプリンクラー設備・自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備は平成24年3月31日までの設置猶予期間あり。

(2)自力避難困難な入所者の避難を支援する対策

社会福祉施設等の入所者には、自力避難が 困難な者が多数含まれていることが多いこと から、入所者の避難対策を確保するため、特 に施設職員等による避難誘導・介助体制の強 化が必要であり、新(6)項ハを含め、規制の対 象とならない施設であっても早期火災覚知対 策を確保するとともに、入所者の避難誘導体制を確保することが重要となる。

このため、小規模社会福祉施設等における 避難誘導体制の確保の徹底を目的に、一定の 時間内に避難誘導等が完了することを検証す る方法を取り入れた「小規模社会福祉施設に おける避難訓練等指導マニュアル」が全国消 防長会において策定されたところであり、昨年10月に会員に通知された。このマニュアルを活用した訓練の推進により、施設等の実情に応じて総合的に実効性の高い避難対策が講じられることが必要である。

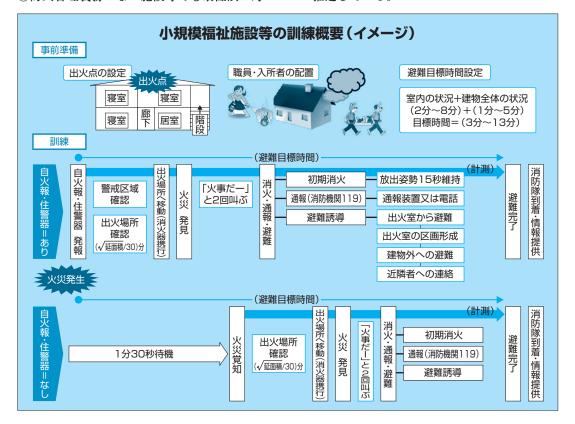
【小規模社会福祉施設における避難訓練等指導 マニュアル】

- ○平成元年の社会福祉施設等夜間防火管理体 制指導マニュアルを基に小規模社会福祉施 設等向けに修正されたもの
- ○小規模であることに加えて、職員が極めて 少数であるため、対応事項は避難誘導等を 重点に絞り込み
- ○防火管理義務のない施設等でも最低限の対

応ができるように指導することが必要

○特に自動火災報知設備等の設置の重要性を 示すことにより、既存経過措置期間中の施 設等については早期設置を促すとともに、 設置義務のない施設等についても自主設置 を促進することが必要

なお、平成21年度補正予算(緊急経済対策) により、社会福祉施設、簡易宿泊所等で自動 火災報知設備が義務付けられていない対象物 について、防火安全教育・指導のための連動 型住宅用火災警報器の配備事業を実施してい るところであり、この事業を活用して、訓練 指導・連動型住宅用火災警報器の自主設置を 推進している。



小規模社会福祉施設等の防火対策の確保に おいては、関係部局と連携し、小規模なも の・未届のものであっても、管内にある施設 等を把握できるような体制構築を図るととも に、その後の指導においても、福祉部局の設 備整備補助等の活用も含め、関係部局と連携 して行うことが効果的であり、今後ともこれ らを踏まえ小規模社会福祉施設等の防火安全 対策について推進していくことが必要である。